

土木工事等における亀岡市週休2日制工事実施要領

(趣旨)

- 1 本要領は、亀岡市が発注する工事(営繕工事を除く)において、週休2日制を実施するために必要な事項を定めたものである。

(目的)

- 2 建設業における労働者の健康増進やワークライフバランスの改善、将来の担い手確保のために、週休2日制工事の取り組みにより、休日数を増やし、より働きやすい環境づくりを行っていくことを目的とする。

(対象工事)

- 3 原則、亀岡市が発注する工事(営繕工事を除く)を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は、本要領の対象外とする。
 - (1) 通年維持工事等の単価契約で行う工事
 - (2) 緊急対応工事等、緊急性が高く且つ、現場閉所が困難である工事
 - (3) その他、発注機関の長が週休2日制工事になじまないと判断した工事なお、対象工事は特記仕様書に週休2日制工事であることを明記する。

(用語の定義)

- 4 本要領における用語の定義は次のとおりとする。

(1) 土木工事等

河川工事、砂防工事、ダム工事、道路工事、下水道工事、公園工事、水道工事、機械設備工事、その他これらに類する工事をいう。

(2) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

なお、雨天や降雪時等による現場閉所・災害応急対応等・異常気象時等における安全パトロール及び現場見学会等の行為日数も現場閉所日に含むものとする。

(3) 現場着手日

工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日をいう。準備期間内における調査、測量、現場事務所等の設置等の準備作業を含む。

(4) 休日

各技術者及び技能労働者毎に現場(現場事務所含む)で作業していない日をいう。

(5) 現場終了日

工事施工範囲内で全ての作業が終了した日をいう。後片付け期間は含まない。

(6) 後片付け期間

工事の全部又は一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事に係る部分を清掃し、かつ整然とし

た状態にするために要する期間をいう。

(7)施工に必要な期間

現場着手日から現場終了日までをいう。ただし、後片付け期間及び以下の日数は施工に必要な期間から除くものとする。

ア 年末年始(12月29日～1月3日)及び夏季休暇(8月14日～8月16日)

イ 工場製作のみの日数

ウ 工事事務による不稼働日数

エ 受注者の責によらず休工と設定した日数

オ 工事の全面中止日数

カ その他

(8)週休2日

施工に必要な期間内の全ての週で、土曜日、日曜日及び祝日(以下「土日祝」という。)が現場閉所された状態をいう。

(実施方法)

5 原則、週休2日に取り組むものとし、実施方法は次のとおりとする。

- (1)発注者は、入札段階で特記仕様書に週休2日制工事であることを明記する。(別紙参照)なお、週休2日の対象外とする期間がある場合は、対象外とする作業と期間を設計図書に明示するものとする。
- (2)受注者は、契約後、週休2日を達成するための現場閉所日確認表(任意様式)を作成し、施工計画書に添付し、提出するものとする。
- (3)受注者は、契約後、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間(現場閉所が不可能な期間)が生じる場合は、受発注者間で協議し、現場に従事する技術者及び技能労働者が交替しながら休日の確保に取り組む期間を決定するとともに、休日取得計画を記載した計画工程表を提出すること。作業連絡記録等(任意様式)で個人毎に週毎の土日祝の合計日数以上に休日を確保したことが確認出来れば、当該期間においても現場閉所したものとする。
- (4)受注者は、毎月の工事履行報告書に現場閉所日確認表(任意様式)を添付するものとし、週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析の上、改善に取り組むものとする。
- (5)受注者は、天候不良等で受注者の責によらず土日祝に施工を行わざるを得ない場合は、土日祝に代わる現場閉所日を同一の週で指定し、事前に監督員へ連絡すること。同一の週に土日祝の合計日数以上の現場閉所を行うことにより、土日祝を現場閉所したものとする。
- (6)受注者は、週休2日の取り組みにあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じることがないように、下請業者に対して必要な情報を提供するとともに、協力を求めるものとする。

(確認方法)

- 6 発注者は、工事履行報告書に添付された現場閉所日確認表(任意様式)により現場閉所日数の割合等(実績)を確認する

(工事費の補正)

- 7 土木工事等における週休2日の実施による経費の補正は行わないものとする。

(工事成績評定)

- 8 施工に必要な期間内で現場閉所日数の割合(現場閉所率)が28.5%(8日/28日)未滿となる等、明らかに週休2日制工事に取り組む姿勢が見られなかった場合、工事成績評定で減点を行う。

附 則

- 1 本要領は、令和7年4月1日から施行し、令和7年4月1日以降の起工伺いにかかる工事から適用する。
- 2 亀岡市週休2日制促進工事実施要領(令和5年10月1日施行)は廃止する。

附 則

この要領は、令和7年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年9月1日から施行し、令和8年10月1日以降の公告にかかる工事から適用する。

(別紙)

(特記仕様書の記載例)

(週休2日制工事について)

- 1 本工事は、受発注者双方が工程調整を綿密に行い、週休2日に取り組む工事である。
- 2 週休2日制工事の実施は、「土木工事等における亀岡市週休2日制工事実施要領(令和8年9月改定)」に基づき実施すること

(HP : <https://www.city.kameoka.kyoto.jp/soshiki/16/54513.html>)